

介護保険改正、町の対応は

円滑に移行できるよう検討

保健福祉課長
介護保険制度は10年後の団塊世代が後期高齢のピークを迎えるのを見据え大幅な制度改正が行われた。改正内容は、在宅医療、介護連携の推進・認知症対策の推進・生活支援サービスの拡充・訪問、通所介護の予防給付を市町村へ移行・特別養護老人ホームの新規入所基準の限定化や低



介護予防教室

問 平成26年6月「地域医療・介護総合確保推進法」が成立した。
この法案は、介護サービスの利用料が一部の人は2割に、特養の入所制限が要介護3以上に限定、軽度介護（要支援1・2）向けの訪問と通所介護が介護保険から外れ市町村の事業に移行するなどの内容であるが、町はどのような対応を考えているのか。



野元 三夫 議員

所得者の保険料の軽減割合の拡大と、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ等である。
改正目的は、利用者が増加する中で事業所や施設整備を単に増やすのではなく、地域住民のボランティアなどによる多彩なサービスの充実により利用料の低減を図るとともに、高齢者が支え側となり介護予防につなげる目的がある。
今までのサービスがなくなるというのではなく、多様な生活支援ニーズに対して多彩なサービスが創設されることを考えてほしい。
来年度から3カ年は経過措置の期間であるが、円滑に移行できるよう検討をしている。

町長2期目の自己採点は

公で言うことではない

町長
自己評価はあるが公で言うことではない。
町民・議会・役員職員の協力を得て新規事業が積極的に実施し計画行政運営で健全な財政運営を基本に行った。世代間交流センターも工事中も含め9施設、道路も栄橋のかけかえや役場周辺の道路改良など1万4千mを実施。これらは国や県の補助金を積極的に活用した結果である。
反省点は、公約の件でい



役場庁舎内

問 茂木町長2期目の自己評価と総括を問う
茂木町長2期目は、当初予算から決算まで4年間総括をして町政を行ってきた。自身の目指す町政はできたのか。一番誇れる施策とその成果は。また最も失敗と反省する施策と今後の見通しをどう考えるか。



古越 弘 議員

例えば国民健康保険税の負担軽減を目指したが、私の見通しの甘さと現状確認が弱く22%の大幅な値上げになった事。
課題は、今の国の財政状況から見ると今後国からくるお金が減少すると思うので、町の自力・底力に目を向ける必要がある。
新クリーンセンターの地元要望のとりまとめは、面替区の主体性に任せて手も口も出さず一切関与していない。他市町との対等・平等は交渉の中で勝ち取っていき、主張していくもので基本は一部事務組合に加入する事。
この問題の全てに政治生命をかけている。

児童生徒の皆勤奨励について

教育委員会では考えていない

教育次長
南小学校23年度卒業生109名、皆勤者4名、24年度卒業生112名皆勤者2名、25年度卒業生107名、皆勤者3名、北小学校23年度卒業生58名皆勤者0名、24年度卒業生57名、皆勤者4名、25年度卒業生60名、皆勤者2名。
中学校23年度卒業生144名皆勤者27名、24年度卒業生156名、皆勤者25名、25年度卒業生149名、皆勤者28名で



問 町では、南北小学校と中学校がある。平成26年度5月1日現在三校合わせて1千466名の児童生徒が元気で登校している。
小学校では6年間、中学校では3年間、雨風雪にも負けず通学しているが、努力して皆勤した児童生徒その家族に対してどのような形で功績を称えているか問う。

ある。
教育長
学校は年間登校日数約210日余り、それを中学3年間小学校では6年間を1日も休まずに学校に通ったことは、本当に素晴らしいことだと思ふ。しかし、児童生徒の功績に対しては、学校運営にかかわることで、教育委員会では考えていないし、今までもその対応はない。
学校では、精皆勤の児童生徒には、卒業式の学事報告で人数を保護者に知らせている。
ケガをしたり病気をしたり、心を病んでやむを得ず休む児童生徒が大半である卒業していった全ての児童生徒に、よく頑張ったね」と温かい言葉をかけてあげたい。それで十分と考える。

不妊治療助成制度の拡充を

国や県の動向を踏まえて検討する

保健福祉課長
当町の不妊治療の助成は御代田町不妊治療費助成事業実施要綱で定めており、特定不妊治療は体外受精と顕微授精である。これ以外の治療では妊娠の見込みがないと医師に診断され、次の4項目全てに該当する夫婦が補助の対象となる。
1、申請日の1年以上前から住民票があり、不妊治療を受けている夫婦
2、町税等を完納している夫婦



池田 るみ 議員

問 現在ある不妊治療助成制度の拡充へ次の点について問う。
1、所得制限を無くし、対象となる治療を医師が認められたものへ拡大を
2、男性の不妊治療を不妊治療助成制度の対象へ
3、不妊治療助成制度の周知を。
3、夫及び妻の前年所得の合計額が650万円未満
4、ほかに県や他の市町村の助成を受けていない町では所得制限を理由に助成が受ける事ができなかった事例はない。制限額は今後、国や県の動向を踏まえて検討する。
また、対象となる治療を医師が認めたものへの拡大は、厚生労働省の事業概要に沿って検討する。
男性の不妊治療助成は、高額な特定不妊治療以外の治療法によって、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師が診断した夫婦に対しての助成であり、男性に限った不妊治療の助成は現時点では考えていない。
当町の利用状況は、平成24年度2名4回分・25年度3名5回分・今年度は、3名4回分である。
不妊治療助成制度の周知は、ホームページに内容を詳細に掲載しており、今後は、広報やまゆり等を通じて周知を図っていく。